400lm未満	昼光色	65lm／W以上
	昼白色	
	白　色	55lm／W以上
	温白色	
	電球色	

備考）1　「光源色」は、ＪＩＳ　Z9112に規定する蛍光ランプの光源色の区分に準ずるものとする。

2　昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「電球形ＬＥＤランプ」に含まれないものとする。

3　調光・調色対応ランプについては、表１の全光束別・光源色別の区分のランプ効率の基準から５lm／Wを差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

表２　電球形蛍光ランプに係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
蛍光ランプの大きさの区分	蛍光ランプの光源色	蛍光ランプの形状	
10	電球色		60.6
	昼白色		58.1
	昼光色		55.0
15	電球色		67.5
	昼白色		65.0
	昼光色		60.8
25	電球色	蛍光ランプが露出しているもの	72.4
		蛍光ランプが露出していないもの	69.1
	昼白色	蛍光ランプが露出しているもの	69.5
		蛍光ランプが露出していないもの	66.4
	昼光色	蛍光ランプが露出しているもの	65.2
		蛍光ランプが露出していないもの	62.3

備考）1　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電球形蛍光ランプ」には含まれないものとする。

①蛍光ランプに反射鏡を有する構造のもの
②光束を調節する機能を有するもの
③昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するもの
④鶏舎用に設計されたもの
⑤蛍光ランプが分離できるもの
⑥蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの

2　「蛍光ランプの大きさの区分」とは、ＪＩＳ　C7620―２に規定する大きさの区分をいう。

3　エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第54号（平成22年３月19日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

⑵　目標の立て方

各品目の当該年度における調達総量（本数又は個数）に占める基準を満たす物品の数量（本数又は個数）の割合とする。

11．自動車等

11―１　自動車

⑴　品目及び判断の基準等

自動車	【判断の基準】 ○新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 ①電気自動車 ②天然ガス自動車 ③ハイブリッド自動車 ④プラグインハイブリッド自動車 ⑤燃料電池自動車 ⑥水素自動車 ⑦クリーンディーゼル自動車（乗車定員10人以下の乗用の用に供する自動車（以下「乗用車」という。）に限る。以下同じ。） ⑧乗用車・小型バス ア．ガソリン自動車 乗用車にあっては、表１に示された区分の排出ガス基準に適合し、表２に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5ｔ以下の乗用の用に供する自動車（以下「小型バス」という。）にあっては、表１に示された区分の排出ガス基準に適合し、表３に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 イ．ディーゼル自動車 小型バスにあっては、表３に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 ⑨小型貨物車 ア．ガソリン自動車 車両総重量3.5ｔ以下の貨物自動車（以下「小型貨物車」という。）にあっては、表１に示された区分の排出ガス基準に適合し、表４に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ．ディーゼル自動車 小型貨物車にあっては、表５に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ⑩重量車 ア．乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5ｔ超の乗用自動車にあっては、表６に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ．車両総重量3.5ｔ超の貨物自動車（けん引自動車を除く。以下「トラック等」という。）にあっては、表７に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ウ．車両総重量3.5ｔ超の貨物自動車（けん引自動車に限る。以下「トラクタ」という。）にあっては、表８に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車